

# 安心の設計

## 知りたい！ 介護保険

④

要介護度は、軽い方から要支援1、2、要介護1～5の7段階あります。こうした介護の必要度合いごとに、介護保険で利用できるサービスの種類や、毎月の利用限度額が決まっています。自宅で介護を受ける場合、要介護度が重い人ほど多くのサービスを受けられる仕組みです。

最も軽度な要支援1の人は5万320円、最も重い要介護5の人は36万2170円などです。利用料(原則1割負担)で見ると、それぞれ5032円、3万6217円です。自己負担が一部だからといって無制限に利用できることになれば、全体の介護費用が必要以上に膨れあがる心配があるた

### 要介護度別の受けられるサービス

◆要介護度が重いほど利用できる介護サービスは多くなる

必要な介助(目安)	毎月利用できるサービスの上限額
要支援1 家事などの支援	5万320円
要支援2 生活の一部の介助	10万5310円
要介護1 食事やトイレ以外の介助	16万7650円
要介護2 トイレや入浴の介助	19万7050円
要介護3 入浴などの介助、車いす利用	27万480円
要介護4 入浴やトイレ、着替えなどの介助	30万9380円
要介護5 生活上の全面的な介助	36万2170円

※金額は地域によって異なる

## 生活困難度で金額・内容に差

め、一定の歯止めがあります。なお、一定以上の所得がある高齢者は自己負担が2～3割と高くなりますが、負担が重くなり過ぎないように、1か月の負担限度額が決まっています。一般的な所得(年収770万円未満など)の人が

4万4400円を超えて事業者に支払った分は、市区町村に請求すれば戻ってきます。では、どのようなサービスを利用できるでしょうか。着替えや歩行が難しいなどの要介護1～5の人は「介護サービス」を利用できます。訪問介護やデイサービス(通所)など、自宅で暮らしたい人を支える在宅サービスと、特別養護老人ホーム(特養)などに入所して職員の介助を受けられる施設サービスがあります。

特養は、自力で日常生活を送るのが困難で、24時間のケアが必要な人向けの施設です。原則、要介護3～5が対象となります。介護保険制度が2000年度にスタートし、要介護1以上の人が入所できました。しかし、高齢化に伴

う利用者の増加で、入所の順番待ちが深刻になりました。要介護度が重い人を優先するため、15年度から、要介護3以上が対象になりました。

ただ、要介護1、2でも、認知症で在宅生活が困難な場合、家族からの虐待が疑われる場合などは、入所が特別的に認められることがあります。

一方、比較的、軽度な要支援1、2の人は、トイレや入浴などの日常的な動作は一人でできます。このため、買い物や掃除などの生活援助を受けたり、要介護状態になるのを防ぐための体操やゲームなどの集いに参加したりするのが基本です。

これらは「介護予防サービス」と言います。このうち訪問と通所は、介護事業者に加えて、市区町村から委託された地域の住民ボランティアやNPO法人が提供していま

す。「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)と呼ばれています。

総合事業は15年度の制度見直しによって、17年度末までにすべての自治体で導入されました。多様なサービスを増やし、利用者の選択肢を広げる狙いです。利用料は、国が一律で価格を決める介護サービスとは異なり、市区町村が独自に決めています。

また、要介護認定を受けていなくても、生活に不安のある人は、自治体から支援が必要と判断されれば、家事援助や運動、レクリエーション、戸別の配食といったサービスを受けられます。国のチェックリストを基に、バスや電車を使った移動、預貯金のお出し入れなどが一人でできないとされた人が対象です。最寄りの高齢者相談窓口「地域包括支援センター」に問い合わせてみましょう。(野島正徳)